

厚木基地周辺対策区域指定の見直しは

不適切であり反対の声を上げよう

私たち厚木爆同は、現在国が進めようとしている「厚木基地についての生活環境整備法に基づきいわゆる周辺対策区域指定の見直し」と、そのための「騒音実態調査」については、その時期及び方法において不適切であると考えます。

●基地周辺対策区域指定の見直しとは

国は、空母艦載機の岩国基地への移転により騒音状況が変化しているとし、実態に即したものに基地周辺対策区域の指定を見直すとして、騒音実態調査（2022年度～2023年度）後に見直しを行うとしています。

この厚木基地周辺対策区域指定の見直しとは、航空機騒音による被害状況を同じ数値で結んだ曲線の騒音コンター（図表参照）により、種類別区域ごとに補償内容が決められており、第一種区域（75W値以上・住宅防音工事の助成）、第二種区域（建物の移転補償）、第三種区域（緑地帯の整備）とあり、私たち基地周辺住民との係わりが大変深い区域の指定を、国は突如、縮小しようとしているものです。

●見直しを不適切と考える理由

私たちが不適切だと考える理由としては、一つは、空母艦載機の岩国基地移転後の厚木基地の使用状況が未だ極めて流動的であり、この間も日米合同演習訓練や基地周辺住民に不安を与える軍事活動が繰り返されています。

一方で、自衛隊機の頻繁な訓練飛行が恒常化し、米軍ジェット機も依然たびたび飛来して爆音を轟かせ、騒音測定回数も昨年を上回る1万5千回を超えていることや、事故の危険性の高い米軍機オスプレイも日常的に飛行活動を行うようになっていることです。

もう一つは、航空機騒音に係わる環境基準の評価単位が変わったにも関わらず、現在国が行おうとしている約40年も前の騒音評価方法ではなく、現在の科学的知見に立脚した新たな軍用航空機騒音の評価が必要であることにあります。

このことは、第五次厚木基地爆音訴訟の口頭弁論における田村明弘横浜国立大学名誉教授の証言により、現在あるべき軍用飛行場の航空機騒音の評価方法が明らかにされました。

それは、この間の科学的知見の進展を踏まえた画期的なもので、軍用航空機騒音に対する住民反応は他の交通騒音に比べて突出しており、これを客観的に分析して、住民反応に適合的な具体的評価方法を提言するものとなっています。

その評価方法によれば、空母艦載機の岩国基地移転後も、厚木基地の航空機騒音は決して解消されておらず、国の騒音対策もその実態に適合するものでなければならぬことが明らかにされています。

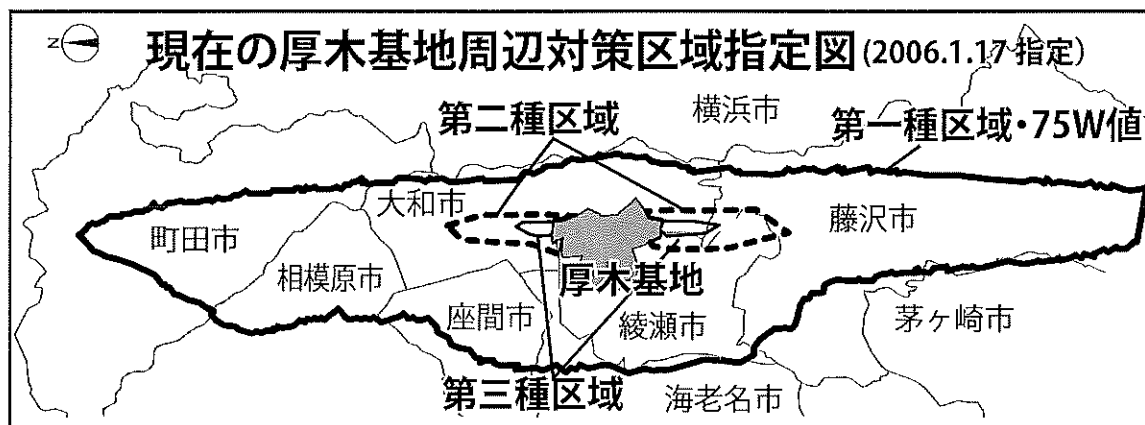
このたび国が行おうとしている厚木基地に係わる騒音実態調査と周辺対策区域指定の見直しは、流動的で定まらない厚木基地の騒音状況の実態からしても、また現在の客観的科学的知見に照らしても、余りにも拙速であり、将来に大きな禍根を残すものと言わざるを得ません。

●基地周辺の市長、県知事と国会議員に申し入れ

厚木爆同は、第五次厚木基地爆音訴訟原告団及び弁護団とともに、6月30日から8月1日までの間に国が進めようとしている厚木基地に係わる周辺対策区域指定の見直しについて、改めて地域住民の声に耳を傾け、地元自治体と協議を尽くすことを要請されたく、基地周辺の市長をはじめ県知事と地元の国会議員に申し入れを行いました。

●見直しに反対の声上げよう

会員の皆さん！今回の基地周辺対策区域指定の見直しの問題点を共有していただき、見直しに反対の声を国や自治体に上げましょう。



- 国は、五次訴訟の裁判で、岩国基地移転後の第一種区域・75W値を作成し証拠として提出した。この第一種区域は、ほぼ基地滑走路を取り巻く範囲に限定され、極めて小さいものとなっている。区域指定の見直しに反対の声を上げよう!